

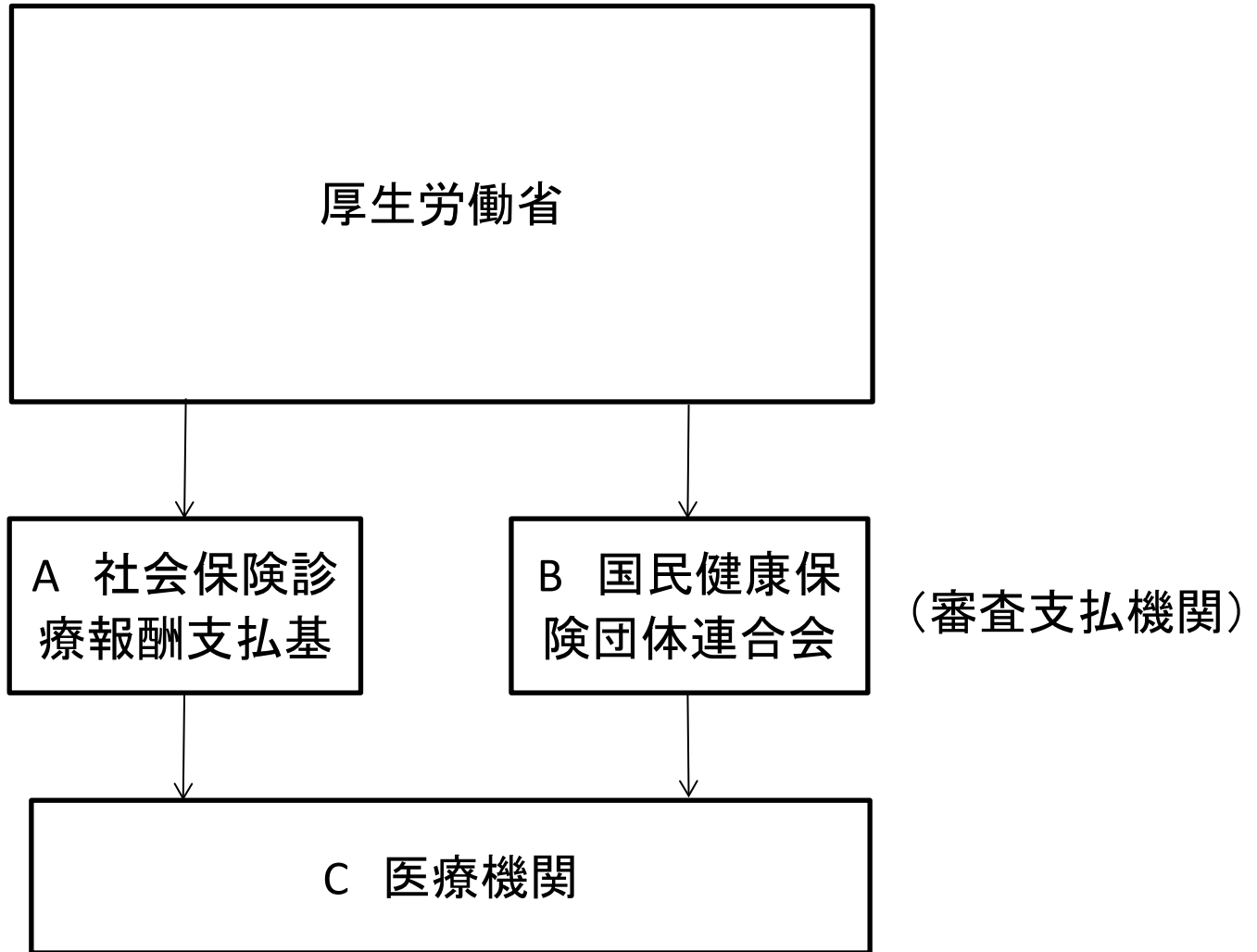
平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	臨時老人薬剤費特別給付金	担当部局庁	保険局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成11年度	担当課室	高齢者医療課	横幕 章人				
会計区分	一般会計	施策名	IV-2-1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	老人保健法(昭和57年法律第80号) 高齢者の医療の確保に関する法律附則(平成18年法律第83号)第3条	関係する計画、通知等	「老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置(臨時老人薬剤費特別給付金)の取扱いについて」(平成11年6月22日老発第460号)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成11年度～平成12年度にかけて実施された特例措置。 老人医療受給者の負担軽減を図るため、薬剤一部負担金について国が負担する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	老人保健制度の対象者(70歳以上の医療保険加入者、65歳以上70歳未満の障害状態にある旨の認定を受けた医療保険加入者(以下、「対象者」という。))が医療機関(調剤薬局を含む)に対して支払うべき薬剤一部負担金相当額を国が代わって支給する。具体的な取り扱いとしては、 (1)国は、対象者に支払うべき支給金を審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会)を通じて、その受領の委任を受けた医療機関に支払うこととする。 (2)医療機関は、(1)の支給を以て老人の薬剤一部負担に充て、対象者から薬剤一部負担を徴収しない。 なお、当給付金は平成12年度で終了しているが、時効の関係から清算の請求期限は平成25年度までとなっている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		当初予算	0.137	0.137	0.137	0.001	0.001	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	0.137	0.137	0.137	0.001	0.001		
	執行額	0	0	0				
執行率(%)	0	0	0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)	
	当給付金の請求期間は既に終了しているが、過小・過大請求に係る清算請求については、平成25年度まで認められているため、請求があった場合に対応する。	成果実績	-		0	0	0	-
		達成度	%		-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	請求があった場合は審査支払機関(2団体)を通じて医療機関へ支給する。	活動実績(当初見込み)	-		0	0	0	-
					-	-	(-)	(-)
単位当たりコスト	-	算出根拠					-	
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	給付費	0.001	0.001	平成18年度以降は請求実績はないが、平成23年度以降において請求があった場合は千円未満と見込んでいることから千円を予算計上している。				
計	0.001	0.001						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	平成18年度以降は請求実績がなく、平成23年度以降において請求があった場合は千円未満と見込んでいることから、平成23年度予算額は千円(22'=137千円→23'=1千円)を計上。
	-	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	-	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成12年度において終了した特例措置であり、平成18年度以降は請求実績はないが、過少・過大請求の清算に係る時効が平成25年度までとなっているため、請求に備えて予算計上している。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	特になし。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
-			

※平成22年度実績を記入



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

※請求があった場合の給付金支払いの流れ

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0